

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長岡市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 長岡地域

(1) 現況

本地域は、中央部には信濃川が南北に縦断する稲作地帯が広がり、東部に東山連峰、西部に西部丘陵が位置する地域である。農薬・化学肥料を低減した米づくりの特別栽培米には、従来から積極的に取り組んでおり、さらなる普及が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号事業により稲作の生産基盤の維持管理、法第3条第3項第3号事業により、環境負荷の軽減に配慮した農法の普及、さらに東西部の中山間地では平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する法第3条第3項第2号の取組の3事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中之島地域

(1) 現況

本地域は、信濃川の沖積地であり、平坦で肥沃な土地を利用した稲作のほか、レンコン栽培が盛んで「大口れんこん」として全国的に知られる産地となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号事業により生産基盤の維持管理、さらに法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、稲作やレンコン等の産地イメージの向上及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 越路地域

(1) 現況

本地域は、信濃川と渋海川の2つの大河に沿って拓けた地域であり、豊富な水資源を活用した米づくりの他、米を原料にした全国的に有名な酒造会社や米菓会社が存在する。また、地域のシンボルが「ホテル」であり、保存会などにより生息地の

管理が行われてはいるが、農業生産においても地域全体で環境負荷の軽減に配慮する必要がある。また、渋海川の上流にあたる西部は中山間地域となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号事業により稲作の生産基盤の維持管理、法第3条第3項第3号事業により、環境負荷の軽減に配慮した農法の普及、さらに西部の中山間地では平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する法第3条第3項第2号の取組の3事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 三島地域

(1) 現況

本地域は、東側の平坦地に水田地帯が広がり、黒川が南北に流れており、西側の西部丘陵には棚田や豊富な山林資源を有する稲作地域である。豊かな自然環境と良好な住環境を併せ持つことから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、併せて同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 山古志地域

(1) 現況

本地域は、周囲を東山連峰に囲まれた山間丘陵地で、地域内のほとんどが急傾斜地となっており、谷底から山頂まで階段状に耕作される棚田や棚池が見られる地域で、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

従来から錦鯉発祥の地として有名な地域で、平成26年10月に錦鯉が市の魚として制定されたこともあり、地域において水質保全や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業並びに第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 小国地域

(1) 現況

本地域は、東部に関田山系、西部には八石山系が連なり、周囲を300m～500mの山々に囲まれた盆地で、信濃川の支流である渋海川が地域中央を南北に縦断してい

る。この渋海川流域に肥沃な平坦地、それを挟んで河岸段丘が形成されている地域で、棚田や沢田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、平成 26 年に長岡野菜に認定された八石なすなど、農産物のブランド化を進めていることから、消費者のより一層の信頼確保に向け、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号に掲げる事業並びに同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 和島地域

(1) 現況

本地域は、西側が日本海近くに張り出し、周辺をなだらかな丘陵が囲んでいる。島崎川と郷本川が地域南西部から北部にかけて流れ、豊富な水資源を活用した稲作地帯である。中山間地域における国土保全と自然を活かした付加価値型農業を推進していることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、併せて同項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 寺泊地域

(1) 現況

本地域は、当市で唯一、南北に 16 k m の海岸線を有し、大河津分水路からの土砂の堆積により広大な海浜地が形成された海岸部と、その背後に広がる丘陵地からなる稲作地帯である。豊かな海の資源を活用した「海の寺泊」ブランドの推進とともに、農漁村地域における環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号、同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進し、地域資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及と同時に担い手の確保等による生産条件の格差是正を働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 枋尾地域

(1) 現況

本地域は、四方を守門岳と東山山系に囲まれた急傾斜地域で、守門岳を水源とする刈谷田川と西谷川が南部から北部にかけて流れ、山あいの棚田等において稲作経営が行われている。守門岳や東山連峰の豊かな自然と、そこで育まれた良質な水は貴重な自然資源であり、地域資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を合わせて推進し、地域資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及と同時に担い手の確保等による生産条件の格差是正を働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10. 与板地域

(1) 現況

本地域は、緩やかな西部丘陵を背にし、東側に信濃川と黒川が流れ、広大な耕地が広がっている稲作地帯である。信濃川と西部丘陵に代表される、水と緑に囲まれた自然環境の保全を推進していることもあり、地域資源の保全、農用地や水路などの維持・管理及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を合わせて推進し、地域資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及と同時に担い手の確保等による生産条件の格差是正を働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

11. 川口地域

(1) 現況

本地域は、長岡市の南側に位置し、南北を縦断する大河信濃川と清流魚野川の合流点にあり、2大河川が形成する河岸段丘を中心に山なみを取り囲んでいる稲作地帯で、水と緑が豊かな地域である。地域一帯に広がる里山や棚田をはじめ、信濃川や魚野川が合流する水辺空間、河岸段丘などは、地域固有の自然景観を形成しており、豊かな自然環境や良好な景観を維持するため、今後も地域資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を推進することが求められている。一方、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい地域でもあり、これを補正する取組を行うことも必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を合わせて推進し、地域資源の保全管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及と同時に担い手の確保等による生産条件の格差是正を働きか

け、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	長岡区域、越路区域、三島区域の一部(旧大津村)、山古志区域、小国区域、和島区域、寺泊区域、栃尾区域、与板区域の一部(旧与板町、旧大津村、旧大河津村)、川口区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	中之島区域、三島区域の一部(旧大津村以外)、与板区域の一部(旧与板町、旧大津村、旧大河津村以外)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

一部指定：旧長岡 太田、大積地区・旧三島町 大津地区・旧和島村 西越地区

全域指定：旧山古志村・旧小国町・旧栃尾市・旧川口町

- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

一部指定：旧川口町 田麦山地域

- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

指定地域：旧山古志村・旧小国町・旧和島村・旧寺泊町・旧栃尾市・旧川口町

- ④ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

一部地域：旧川口町 木沢地域

- ⑤ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)に基づき、県知事が指定した次のいずれかの地域

a 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（昭和46年指定：旧越路町・旧山古志村・旧小国町・旧栃尾市・旧川口町 昭和48年指定：旧長岡市）

b 8法地域に地理的に接する農用地

隣接地域：旧与板町 榎原、上与板、本与板、馬越

c 農林統計上の中山間地域

d その他

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1 / 20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 田 1 / 100以上 1 / 20未満、畑 8 度以上15度未満の傾斜農用地を対象とする。

(b) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり指定区域内の農用地

注：(a)又は(a)かつ(b)

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2. 集落協定の共通事項

(1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1 / 2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、長岡市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による認定新規就農者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4. その他必要な事項

(1) 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付金交付対象とする。

(2) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。